

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成28年7月31日 11時55分ごろ |
| 発生場所 | 和歌山県美浜町日ノ御埼西方沖 紀伊日ノ御埼灯台から真方位261° 5.7海里付近 (概位 北緯33° 52.0′ 東経134° 56.9′) |
| 事故の概要 | 遊漁船千代丸は、東進中、また、漁船一丸は、操業中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成28年8月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 遊漁船 千代丸、11トン WK2-5258（漁船登録番号）、個人所有 第252-22088号（船舶検査済票の番号） B 漁船 一丸、4.9トン WK3-21099（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷 1人（船長B） |
| 損傷 | A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せて東進中、船長Aが、釣り客の釣りの仕掛けを見ながら航行を続けていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操業中、船長Bが、左舷方から接近するA船を視認したが、以前、A船が情報交換の目的で接近したことがあったので、同様の目的で接近し、いずれ停船するものと思い、操業を続けた。 |
| 分析 | A船は、船長Aが、釣り客の釣りの仕掛けを見ていて、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船が停船するものと思い、操業を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、A船が東進中、B船が操業中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが操業を続けたため、両船が衝突したものと考 |

| | |
|-----------|--|
| | えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。 |